

相 監 第 2 4 号 の 2
平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日

相良村長 徳田正臣 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光

相 良 村 監 査 委 員 西 本 巳 喜 男

定期監査結果報告書の提出について

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 1 0 月末日までの一般会計並びに特別会計の事業執行状況、平成 2 6 年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

2. 実施期間

平成 2 7 年 1 1 月 9 日から同月 1 3 日まで（実質 5 日間）

3. 実施場所

相良村役場 監査委員室

4. 実施した監査手続き

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査手続きを実施した。

5. 監査の結果

各課・局ともに全体的には概ね良好に事務処理がなされており、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

指導事項は別添のとおりである。

(別添)

指導事項

(1) 総務課

1. 地域づくり補助金について、平成 23 年度より地域活性化を目的に補助金を各行政区へ交付しており、現在 13 行政区にとどまっている。18 行政区が補助金を活用される様、区長会での説明等活用促進に向け努力されたい。
2. 村営住宅管理において住宅使用料については、新規入居者の増により新たな滞納者を増やさない様、積極的に徴収に努めること。
3. 上四浦集落センターに関連するポーリング工事及び給水設備工事等について、年度内に完了する様注意を持って対応されたい。

(2) 税務課

1. 村税の収納状況については、村税等収納率向上基本計画に基づき、村税の収入の確保に向けた取り組みがみられる。昨年同時期と比較すると現年度分、過年度分とも収納率は上がっており、今後も引き続き努力されたい。
2. 税の執行停止を行う場合は、税負担の公平性の観点から、十分な財産調査等を実施したうえで慎重に行うこと。

(3) 保健福祉課

1. 保育所措置費保護者負担金の過年度分において村外転出への未納者については、一層の徴収努力をすること。

(4) 産業振興課

1. 温泉施設「茶湯里」の修繕について、本年度 240 万円程かかっており、毎年維持管理費が増えてきている。施設、温泉を含めた老朽化に対し、調査を行い修繕改修計画を立てる必要がある。

(5) 農業委員会

1. 現在、農地の利用状況調査が行われている。耕作放棄地については、昨年度面積 41.8ha であり、内、再生可能地としては、25.9ha との結果が出ている。来年度は利用意向調査が行われる。今後、荒廃農地へと進まないよう引き続き関係機関と連携しながら農地集積や耕作放棄地解消のため努めること。

(6) 建設課

1. 農道舗装工事（井沢地区）、当初予算に計上されており早急の発注をすること。
2. 簡易水道使用料の過年度分収入未済額 3,721,500 円の解消に努力すること。
3. 農業集落排水使用料の過年度分収入未済額 813,350 円の解消に努力すること。

(7) 教育委員会

1. 運動公園整備改修工事は、当初予算に計上されており、適正工期を考えると早

急に発注すること。

2. 奨学基金の平成 26 年度末現在高は 5,293,680 円で、今年度 7,560,000 円の貸付がされており、10 月 31 日現在の残高が 1,739,614 円となっている。来年度の継続貸付が 5,880,000 円であり、新規奨学生募集が困難と思われる。奨学金の滞納者に対しては連帯保証人を含め催告、徴収に努め併せて貸与規則等の見直しが必要である。